◆５番（原田建　議員）　皆さん、こんにちは。それでは、今日最後の一般質問を始めさせていただきたいと思います。
　明日が終われば、もうこの後は今年の議会は終わるわけですから、次は２月に市長選挙を迎えるということで、やはり市長選挙を２月に控えて市長の政治姿勢ということでお尋ねを様々させていただきたいと思います。

　件名１「市長の政治姿勢について」

　要旨１「学校給食の無償化について」
　今回の市長選挙、今報じられている限りですけれども、既に立候補を予定して表明されている皆さんの様子を見ていると、共通して学校の給食費、小学校の給食費については無償化をということで、いずれも今の段階で表明をされている皆さん、掲げられているように報じられています。この件なんですけれども、皆さんがそういうふうに言われるとなると、ここだけでは差別化が図れないので、さて、どうしようと。小学校の学校給食の無償化というテーマがこれだけ選挙を巡って議論になるのであれば、もう一歩踏み込んだところで、ぜひ選挙の際に活発な政策論争、議論が起こるように御提案をさせていただきたいということで質問１つ目を用意させていただきました。
　給食が、今、皆さん、児童生徒の保護者が支払っている給食費は、12億円という財源で、１人当たり１食270円前後ですかね。これは１年間にすると４万9,500円、岸田さんが所得税減税するといって４万円どうするこうするとすったもんだしていましたけれども、扶養家族のことを差し引けば、それ以上の金額がこの給食費の無償化によって、子育て世帯の支出が削減できるということで、大変大きな効果が期待を持てるというふうには思っています。とりわけ、それは５万円程度といっても、１人の子どもが５万円ですから、子どもが増えれば、２人いれば10万円、３人いれば15万円程度の支出がこれまであったわけです。なので、大いにぜひこういった議論が進む中で、もう一つは、夏休みの中で給食がなくて困っている、そうした家庭の児童の昼食をどうするのか。このニーズをどのように捉えて、その対応をどうしていくのかということについても、踏み込んだ議論になればなと思っておるところですが、まず、この点について学校の現場で、とりわけ夏休み明けたときの子どもの様子を見ている先生たちからよく聞きます。やっぱりその変化を見てとっている現場の教育委員会のほうとして、このニーズをどのように捉えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎教育部長（峯浩太郎）　原田議員の一般質問にお答えいたします。
　夏期休業中の昼食のニーズにつきましては、共働き世帯の増加等もあり、子育てへの負担軽減からニーズはあるものと認識しております。一方、夏期休業中の給食調理場は、清掃、点検、修繕、工事など施設のメンテナンスを集中的に行うとともに、給食調理員の研修等を実施することから、夏期休業中に給食を提供することは様々な課題があるものと捉えております。また、学校給食は教育活動の一環として実施しておりますので、夏期休業中の各家庭への昼食提供につきましては、教育委員会としては検討しておりません。

◆５番（原田建　議員）　教育委員会としては検討していないという断言をされましたので、それでは、夏期休業中の子どもたちの昼食、これにおいて、その用意が困っている御家庭にどのように対応できるのか。この課題を検討するというのは、どこで行われるというふうに捉えればよろしいでしょうか、市長部局のほうからお考えをお聞かせください。
　以上です。

◎子ども青少年部長（三ツ井幸子）　夏期休業中に給食がないことで子どもが十分な栄養を摂取できていないなど、様々な事情により養育に支援が必要であると判断した御家庭につきましては、要保護児童対策地域協議会での対応のもと、関係機関と連携した支援を実施しております。また、地域におきましては、子ども食堂やお弁当の提供を行うＮＰＯ法人など、子どもに対して食事を提供する団体がございますので、御家庭の事情に応じて橋渡しを行い、地域資源を活用した複合的な支援にも努めているところでございます。今後とも重層的な対応を視野に、御家庭に関わる関係機関が支援に努めてまいります。

◆５番（原田建　議員）　モニターをお願いできますか。（資料を表示）今、子ども青少年部長のほうからお話がありましたように、やっぱり夏休みの子どもたちの昼食についてニーズが大変あるというふうに捉えて、様々な民間団体、ＮＰＯなどの支援があります。こちらは神奈川県のホームページ、神奈川県のＮＰＯ・ボランティアというページに行きますと、こういうページが出てきまして、企業の社会貢献活動とかも含めてＮＰＯなどの取組があるわけです。この中にトピックスとして、夏休みの前に取り上げていただいた藤沢市でやっているＮＰＯの活動を少し触れさせていただきたいと思います。
　これはコロナのとき、2020年の６月に突然給食が提供できないという事態になったときに始まった試みですけれども、アンケートを取ったところ、夏休みもできないかと多くの利用者の皆さんからニーズがあるということが捉えられて、それ以降、毎夏休みに提供されている仕組みとなっています。100円、利用したい御家庭が１食につき持っていくと、市内の飲食店がお弁当を提供するという仕組み、これが着々と今広がっていまして、これについては学校が大変協力をしてくれています。
　今、子ども青少年部長のほうから話があったように、とりわけ要保護児童対策地域協議会で対応が必要と認められた御家庭の御利用ですとか、それ以外でも飛び込みで、こういう弁当を夏休み必要としている御家庭がいかに多いかということをこの間、実感をしてまいりまして、これがコロナのときの給食がなくなったときに始まったときから、一気にその利用が増えているという状況、今年の夏休みに1,184食、藤沢市内の児童生徒にこうしたお弁当が提供されました。市内の飲食店、障がい者就労支援などで弁当を作っているＮＰＯ団体なども提供元の一つとなっています。
　アンケートを取ってみると、どこからこういう情報を得たかということの中のトップは学校なんです。学校から、こういうのがあるということで案内をされた。先ほど学校としては検討していませんとはおっしゃっていますけれども、やはりそこにあって困っているなという児童生徒に対して、学校からの案内というのが大きなルートになっているということがアンケートの結果からも見てとれます。どうしてこういうＮＰＯの活動のお弁当の利用をしているのかという理由を、夏休みが終わって全部アンケートを取っているんですけれども、やはり経済的な困難、仕事上の困難、家庭状況に困難、精神的な困難、様々な理由がこうしたものを利用している理由というふうに挙げられています。
　ここから一歩踏み込んで、こういう夏休みのお弁当をきっかけにつながった皆さんと、ほかに何か困り事があれば教えてくださいという設問で投げかけてみたときに、やっぱり一番多いのは、それでも食料品の支援ですね。大学生などによる無料の学習支援、不登校についての相談というのも、こういう中から拾われてくるわけです。モニターを一度閉じていただければと思います。なので、徐々にこういったものが口コミとかタウン誌などの協力などにもよって浸透はしてまいりました。
　ただ、先ほどの一番ルートとしてあった学校に関しては学校差が大きいんです。本当に学校として声かけをしてくれている学校もあれば、なかなかそういう情報を必要としているところに提供できていない学校もあるので、やはりこういった夏休みの課題についてもう一歩、教育委員会ができることとして格差がない形でもっと情報提供、別に今の団体に限らない話です。いろんな団体がその取組をしているということで、もっと少なくとも協力をいただくという姿勢があれば、より多くのニーズに応えていけるのではないかなと思うわけです。
　とりわけ、一番リーチしにくい、そのニーズになかなか届きにくいのが不登校の児童生徒なんです。当然ながら、やはり学校がどんなに頑張っても、なかなかその情報の共有が難しいという面はあろうかと思いますが、だとしたら、不登校の児童生徒の昼食、これは夏休みに限らず、まず、どう考えているのか。給食を食べに登校してくるという生徒もいると聞いておりますが、その辺の状況について、今、学校としてどのように捉えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。
　以上です。

◎教育部長（峯浩太郎）　不登校の児童生徒への昼食についてでございますが、学校給食を御家庭に届けることは、衛生管理上の観点から難しいものと考えております。学校では、いつ登校してきても、給食を提供できる体制を整えており、その児童生徒の状態に応じて、教室ではなく、保健室等の別室で喫食するなど柔軟な対応に努めております。小学校及び特別支援学校では、令和４年度に約40人の不登校児童生徒が別室等に登校し、喫食しているという報告を受けております。不登校の児童生徒が給食を登校再開の契機とするためにも、引き続き安全・安心なおいしい給食を提供してまいりたいと考えております。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。そういうきめ細やかな対応はすごくいいと思うんですけれども、ただ、それはあくまでも学校に来たときの対応ということであって、やはり学校に来れば対応しますというところから、今後どういうふうにその届かないところに支援をつなげていくかというところ、教育委員会だけではなく、どういう連携があり得るのかというところについて聞いていきたいと思います。
　まず、今お答えいただいた不登校児童生徒への対応の中で確認をしておきたいことが１点、ずっともう１年を通して学校に来ていないという子ならいざ知らず、断続的であったり、なかなか難しい面はあると思うんですけれども、給食費の徴収はどのような形で取り扱っているのか、この辺、まずお聞かせをいただきたいと思います。
　以上です。

◎教育部長（峯浩太郎）　給食の食材は大量に発注を行うため、急な発注変更については食材業者の対応ができません。そのため、不登校の児童生徒がいつ登校してきても、確実に給食を提供するには、毎日、当該児童生徒分も含めて作る必要があることから、給食費を月額徴収しております。
　一方、登校日が事前に分かっていて食材の発注変更が間に合うときには、登校した日だけ給食費を徴収するケースがあるほか、長期間欠席するときは、給食費の徴収を停止するケースもございます。これらのケースにつきましては、学校が保護者と丁寧に御相談をさせていただき、児童生徒の状態を見ながら柔軟に対応している状況でございます。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。この辺も、いわゆる今、皆さんが言われているＤＸの中で、もう少し直接的なやり取りができるようになればなとは思いますけれども、その辺も大変苦労が多いところだと思います。
　少なくとも今後、来年の２月以降、新しい市長がどなたになっても、そういう方向が進むとすれば、いわゆる長期休みのところを除けば、そういう負担が児童生徒の保護者の御家庭には減るわけですけれども、今後、国費がどれだけここに補填をされてくるのか、そのあたりは国の動向次第というところがどうしても行政当局としてはあるんでしょうけれども、お金のことは今後の動向を見つつも、やはりこういう教育委員会が行っているきめ細やかな対応を不登校の児童生徒たちにもどうやって、学校に来られない子どもたちにどういうふうに振り向けていくのかということについて、今後、教育委員会が、先ほどもそういう話がありました。教育委員会に全てを負わせるということではなくて、もうここはリリースする。
　教育委員会の対応とすれば、やっぱり学校に来たときにきめ細やかな対応を心がけていただくということであれば、学校に来られていない、また来ないという選択をしている子どもたちの対応について、とりわけ、まず食の支援ということは、先ほどの子ども青少年部が様々な困難を抱える子どもたちを優先的に対応しておりますので、そこにもう少し枠を広げていくというか、共働きであるがために、子どもが３人も４人もいたりして、もうそれだけで経済的な困窮世帯でリストに入ってこない子育て家庭も相当夏休みは逼迫した状況になりますので、このあたり、学校が、教育委員会が自分たちで何でもやるということではない形で、市長部局のほうに責任を持っていただくということもありなんではないかなと思っています。
　要旨２「不登校・不登校傾向の子どもと家庭への支援について」
　とはいえ、今の段階では、不登校の児童生徒がどこにいるかということを特定することはやっぱり学校にしかできないわけです。なので、食の問題も含めて、全般に不登校児童生徒の家庭がどのような困り事を抱えているのか。とりわけ経済的な支援ということについては、どのようなニーズがあるのか。そのあたりをどういうふうに捉えているのか、まずは学校側として今の段階でどう捉えているかということをお聞かせいただきたいと思います。また、相談支援教室の利用者の動向なども併せてお聞かせをいただきたいと思います。
　以上です。

◎教育部長（峯浩太郎）　不登校児童生徒が民間のフリースクールに通うことを選択された場合などにつきましては、御家庭にとりまして金銭的な負担が生じるものと認識しております。現在、本市におきましては、学校以外の多様な学びの場として善行に相談支援教室を開設するなど、不登校傾向や不登校の児童生徒に対する学びの場としての体制を整えているところでございます。
　令和４年度における相談支援教室の利用者数は、定期的に通室している児童生徒が実人数で21人、延べ人数では881人、自分のペースで通室している児童生徒が実人数で42人、延べ人数では202人でございます。引き続き、学校が子どもたちの状況を把握し、教育委員会としてできる支援を最大限実施してまいりたいと考えております。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。昨年度の不登校児童生徒の数が988人ということで、相変わらず増え続けている中で言えば、この相談支援教室という教育委員会のほうで用意した受皿には、実人数で言えば２％なんですよね。マイペースでという子に関して加えても、１割に満たないという現状。ここにまだ届かない、また、ここに居場所を見いだせていない子どもたちについてどうするのか。これが次の質問、不登校傾向の子どもたちと併せて、不登校でありながら何もその支援が届いていない子に加えて連続しているわけです。学校の中で、その傾向にあってなかなか対応が十分に今の学校の中でやり切れていない子どもたちへの対応も含めた、その実態をどういうふうに把握しているのか、また、そこに対してどのように今後対応をしていくおつもりなのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。
　以上です。

◎教育部長（峯浩太郎）　本市における不登校傾向の児童生徒の把握についてでございますが、教育委員会では、毎月、各学校から長期欠席児童生徒の報告を受け、その中で不登校を理由に３日以上欠席している不登校傾向の児童生徒の把握に努めております。また、各学校では、本人、保護者と面談を実施したり、支援会議を開催する中で児童生徒の状況の把握を行っております。不登校傾向の子どもへの対応につきましては、初期対応を重視する観点から、学校から教育委員会へ初めて報告される児童生徒がいた場合には、本人の様子や支援内容の詳細について迅速に情報共有を行います。その上で必要に応じてスクールカウンセラーとの連携など、学校が適切に対応できるよう支援しております。
　また、中学校においては、今年度から不登校生徒学習支援事業を実施しており、不登校傾向や不登校の生徒に対して、授業時間中に学習指導員が校内の別室で学習支援や相談を行っているところでございます。なお、本事業における別室利用状況につきまして、実人数の把握はしておりませんが、毎月各学校から日ごとの利用人数や学習内容、生徒の様子等の報告を受けており、11月末現在、延べ人数となりますが、1,081人が利用しております。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。モニターをお願いします。（資料を表示）鎌倉市でやっている仕組みなんです。かまくらっ子発達支援サポーター（かまサポ）という活動が今、非常に定着をしてきていると聞いています。鎌倉市では、一般地域の居住している人、在勤の人、公募した市民に対して講座を連続で行って、研修の全課程を修了した後、学校へのサポートに入ってもらうという取組が進められています。
　不登校傾向の子どもたちへの対応ということに恐らくかなりダイレクトに当たっていくようなので、このような地域の人材をどうやって活用していくのか。その子どもを見守っていく力になりたいという地域の人たちに対しての信用がない部分はあるのかもしれません。でも、だとしたら、どういう共有する研修が必要なのかということも、もちろん当然あろうかと思いますので、これは大変有効だというふうに今聞いています。ぜひこういう形で地域の人材を、学校サイドも一緒になって育成していく。協力してもらっていくという、そういうことについてぜひ進めるべきと考えるんですけれども、お考えをお聞かせください。
　以上です。

◎教育部長（峯浩太郎）　地域人材の活用についてでございますが、現在、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や不登校傾向の児童生徒への支援を行うため、学校では介助員や学習指導員など、大変多くの地域の方に携わっていただいております。教育委員会といたしましては、このような地域の方々の支援や協力は学校には不可欠であり、多くの目で子どもたちを見守っていくことができるような体制づくりが必要と捉えております。支援に関わる地域の方が子どもたちの理解を深めていけるよう、引き続き努めてまいります。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。モニターを改めてお願いしたいと思います。（資料を表示）これは藤沢市特別支援教育協議会というものの去年度のお便りの中から、介助員の現状と課題ということが、そういう特別支援教育に関わる関係者の皆さんの中でも、とりわけこれは校長先生の文章です。課題と考えられること。やっぱり介助員の問題、長年、介助員の皆さんに感謝をしつつ、課題をここに挙げられておりました。有償ボランティアという形でよいのか、市の会計年度任用職員にできないか、研修制度の仕組みができないか、人材育成の方法、雇用の確保、介助員配当時数の不足、予算の拡充、介助員経験者の高年齢化、現場の先生たちの中に、その辺の課題は共通認識になっていると思います。
　私も、いろんな学校で学級崩壊が起きているという話を聞くたびに、どうしても産休や介護で先生が離れられて、急遽そういう臨任の先生が入って、でも、昔に教員免許を持っていたという人がいきなり久しぶりの学校に今入っても、なかなか対応できないというケースを何度も聞いているんですね。今の介助員は絶対ではないんですけれども、やはり教育関係にずっと携わっていた方が多いし、でも、それは大変高齢化されているという現状もありますので、当然のこういう課題というのが上がってきているんだと思います。なので、やはり旧来の学校関係者の中から学校に協力員を求めていくというその在り方をもう変えていっていただきたい。そこに固執していたら、もうやっぱり無理があると思います。
　何でこういうことを私が執拗に言うかといったら、それは先生たちにとってもそうなんですけれども、やっぱり子どもたちにとって、もうこれは抜き差しならない現状があるというふうに思っているからです。ですから、地域の人たちを信用がなかなかできないというのであれば、地域の人たちにもっと、お互いですけれども、研さんを一緒に積んでもらう。そういう中で、教育現場において一緒に子どもたちを見てくれる人材をぜひ育てていっていただくという観点が必要なのではないかなと思っています。
　不登校や不登校傾向のある子どもたちの中には、そういう特性のある子どもたちが少なからずおりますし、そういう子たちが教室の中で、私、ＰＴＡをやっていた関係で何度か中で見させていただいているんですけれども、やっぱり介助員の皆さんが頑張っても、なかなかそこに対応ができないケースもある。だから、そういう中で、それはだから介助員を続ける方にも一緒に講座を受けてもらうという意味で、ぜひ子ども青少年部が今企画している先ほどの鎌倉において取り組まれている取組、近いものがあると思っていますので、子ども青少年部からぜひ今取り組もうとしている発達障がいと言われる子どもたちを巡る対応、これに向けての研修の事業予定、今後の方向性、お考えをお聞かせいただきたいと思います。
　以上です。

◎子ども青少年部長（三ツ井幸子）　発達障がいに関する研修につきましては、市民や支援を行う事業者等に向け、子どもの個性を尊重し、障がいのあるなしにかかわらず、共に生活ができるよう、インクルーシブな対応を促すための様々な研修を実施してまいりました。発達の途上にある子どもの中で、特に特性がある場合には、幼稚園や保育園などの集団生活や地域生活の中で適切な行動が取れない場合があり、対応に苦慮することが多くございます。そのため、今後は様々な個性のある子どもに関して、地域の中で理解を促し、サポートできるような人材を育成していく研修を実施してまいりたいと考えております。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。当面、子ども家庭課が所管になるのか、子ども青少年部のほうの取組なので、幼稚園や保育園の先生を対象にするのかなと思っていましたけれども、ファミサポもやっていますし、より地域の中にそういうこと、発達支援とかに理解のある大人が増えていくということは、別に学校に入るだけではなくて、地域の中での見守りを一貫して進めるという意味でも、これはこれから大変求められる施策ではないかと思っているんです。佐賀議員が市役所の中でも人に投資をするという話がありましたけれども、どこももう今人材不足ですよね。この後、介護の話にもなるんですけれども、教育現場においても先生も枯渇してきている、なかなか対応が大変だと。でも、地域の中に、そういう人材はいるの、いなければ育てていくための投資が必要なんだと思っています。ぜひ御検討いただきたいと思います。
　ただ、とはいえ、すぐにそういう育成ができないとすれば、臨時的な措置として一つ御提案をしたいと思っているのは、神戸市や富山県の南砺市でチーム担任制というものの実施がかなり効果を上げているというふうに聞いています。南砺市は、2020年度から始めて全小中学校でこれをやった結果、新任の先生が途中で離職するというケースがゼロになったと。やはり人を増やすということもそうなんですけれども、せっかく先生になった皆さんがやりがいを持って継続できるための学校現場の対応としては大変すぐれた取組なのではないかなと思うので、これについては教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。
　以上です。

◎教育部長（峯浩太郎）　御指摘のチーム担任制と同様に、きめ細かな対応を目指した取組として、本市では国や県の方針を受け、令和４年度より小学校高学年における教科担任制を順次導入しております。実施校からは、多面的な児童理解や組織的な指導力、対応力の向上につながっているという成果も上がっており、複数の目で児童を見ることにより、一人一人の状況を把握しやすく、担当する教科も絞られることで支援、指導の充実につながっているものと捉えております。教育委員会といたしましては、義務教育９年間を見通した系統的な指導の充実も見据え、様々な支援を必要とする児童生徒にきめ細かな対応ができるよう今後も努めてまいります。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。すみません、モニターごめんなさい。先ほどお見せするのを忘れました。（資料を表示）チーム担任制ということで、こういう仕組みです。ぜひこういった柔軟な取組、やっぱり１人でいきなり担任を持つということのプレッシャーは、先ほどの新任の方や久しぶりにやる先生なんかもそうだと思うので、こういうチームで対応していくということがいいのかなというふうに思います。
　最後、教育委員会への質問をまたさせていただきたいと思います。今回、やはり不登校の子どもたちへの対応というものに、そこまで学校がなかなか取り組めていないという状況があると思っているわけですけれども、だとしたら、どういう困難が不登校児童生徒及び保護者の皆さんにあるのか。先ほども言ったように、どこに当事者がいるかということ、学校以外に今ここで特定をできない中においては、ぜひ学校、教育委員会自身が本来はその調査として、アンケートなり当事者に向けた意見聴取をしていくべきだと思ったんですけれども、なかなかそれが進まない。
　だとしたらということで、これは今年の５月に発足したフリースクールなど、藤沢市内の子どもたちが通う様々な居場所がネットワークを立ち上げて、今回、ここの団体が不登校当事者へのアンケートを学校から呼びかけて、不登校当事者の皆さんの困り事なり考えを集約できるような取組を始めてくれています。ところが、これに学校は協力できないというふうに返答したというふうにお聞きしていますので、一体これはなぜ学校でその協力ができないのか、その点について最後に確認をさせていただきたいと思います。
　以上です。

◎教育部長（峯浩太郎）　児童生徒が不登校になる要因は、本市委員会が毎年行っております問題行動やいじめ、不登校の実態調査の結果からも、一つに絞ることができず、現在、1,000人近くいる不登校の児童生徒には1,000通りの要因がございます。そのような子どもたちを対象にアンケートを取ることも、ニーズを把握することにおいては有効な手段の一つと考えますが、各学校には支援担当教員やスクールカウンセラーなどもおり、日々不登校の児童生徒に向き合い、意思を十分に尊重しながら一人一人の状況に応じた支援へとつなげております。そのため、学校において一律であってもアンケートを配付することは、不登校児童生徒本人及び保護者にとりましてはセンシティブな案件であることから懸念されることも多く、慎重にならざるを得ない状況でございます。
　しかしながら、不登校児童生徒への支援につきましては、学校や教育委員会のみでは行えず、社会全体でこの課題に取り組む必要があることから、今後も家庭や地域、関係機関、他部局とも連携を図りながら、社会的自立に向けての支援に努めてまいります。

◆５番（原田建　議員）　申し訳ないんですけれども、これに関しては学校、教育委員会で当事者の皆さんの意見や困り事を集約するというならまだしも、それができていない中で、こうやって民間の団体が学校に協力を求めたときに断るというのは、今、理由を言われましたけれども、センシティブな案件であると、当然です。だけれども、それって、いや、そうであっても、その困り事を解決したいんだというこちらの意欲、そこを何でアンケートを取るのかということがちゃんと伝わればいい話なんだと私は思うんです。それに応えようという覚悟が本当にあるのかなというところをお尋ねしたいんです。それはとりわけ教育委員会もさることながら、やはり教育長に、この点について本当に不登校の児童生徒たちの困り事に向き合って、その困り事に対して対応していくという決意、覚悟がどれほどのことなのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。
　以上です。

◎教育長（岩本將宏）　私たち大人は、子どもたちの多様な価値観を認め、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、子どもたちが自己肯定感を持って社会的に自立することを目指し、誰もが豊かな人生を送ることができるように育てていくことが使命であると考えております。教員、また学校長としての私の経験からも、子どもたちの不登校の要因や支援ニーズは多岐にわたっていると実感しております。不登校の子どもたちへのアンケート調査はセンシティブな案件でありますことから、慎重な判断とさせていただきました。
　学校は不登校児童生徒の気持ちに丁寧に寄り添い、時間をかけて関係性を築いた上で、一人一人の状況や希望に応じた支援をしていくことが何より大切であると認識しております。かけがえのない子どもたちを預かる学校といたしましては、一人一人の子どもたちや保護者のニーズをしっかりと受け止め、引き続き、地域や関係部局などと連携し、不登校児童生徒の支援に取り組んでまいります。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。ぜひこの点についてはよろしくお願いしたいと思います。
　要旨３「「家族介護者（ケアラー）支援」についての条例を検討するにあたっての課題について」というところに移らせていただきたいと思います。
　藤沢市の65歳以上の独り暮らしや高齢者のみ世帯、また同居者が就労している場合などを対象とした見守りや緊急対応について、緊急通報システムというのがあります。モニターをお願いします。（資料を表示）これについて、現状、今のシステムが、このコールセンターというのは富山県にあるんですよね。富山県立山町、この民間業者に通報が入って、様々な対応になるんですけれども、この状況について、これまでやってきた利用状況、また、その効果についてどのように捉えているかということをお聞かせいただきたいと思います。
　以上です。

◎福祉部長（佐藤繁）　本市の緊急通報システムにつきましては、令和２年度から民間事業者による運用を行っております。事業内容といたしましては、安否確認を兼ねた月１回のお元気コールや緊急時のコールセンター対応、緊急連絡先に連絡がつかないなど状況確認が必要となる場合は、外部協力員である近隣の警備会社が出動し、現地対応を行っております。また、利用者の状況に合わせて、居間や寝室等の生活動線上に人感センサーを設置し、日常生活の見守りサービスの充実を図っております。
　利用世帯数につきましては、令和２年度は534世帯、令和３年度は693世帯、令和４年度は826世帯と毎年度増加しております。昨年度の主な実績といたしましては、緊急通報が44件、人感センサーによる安否通報が1,067件、健康相談が1,057件となっております。本事業の効果につきましては、熱中症による体調不良など不意な事態にも早急に対応することができ、利用者や御家族が抱える日常生活の不安感の解消につながっているほか、日頃見守り活動を行っている民生委員など地域団体の負担軽減にも寄与しているものと捉えております。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。本当は消防にここでいろいろとお聞きをしたいところだったんですけれども、時間との関係でいろいろ聞かせていただきました。モニターを戻していただいていいですか。（資料を表示）ここにありますように、コールセンターにまず第一報なり、最初のファーストコンタクトまたは人感センサーが反応しないといった対応の処理が始まるわけです。状況によって出動要請が消防署に行く。これは去年度お聞きしたら、119番対応が去年度59件あった。ところが、うち病院まで搬送しなかったケースが11件あった。とりわけ去年の３月には７件あったうち、６件は消防がそこへ駆けつけて病院に搬送したけれども、１件はそういうことなく、そこで見送ったと。
　これはどういうことかというと、結局、そのほとんどがコールセンターから外部協力員にまず１回行っているんです。外部協力員が行っても、やはりそこで消防のほうに119番対応してもらうしかないといって判断する場合もあれば、外部協力員は全く手を出したりすることができないという立場にあるので、結局、消防の方々が行っていました。福祉案件、福祉案件というときに、消防を呼ぶしかなくなっちゃっている。これでは消防が数多くの人命を救うための刻一刻を争う中においては、やはりどうなのかなというのは、現場としてはもう来た以上は全て受けるという精神に本当に感謝はするんですけれども、だからこそ、これをこうやってコールセンターから外部協力員を通して、福祉案件というものがどこにも介在しない場合が出てくるということは、やはりどうなのかなということがあります。
　次の質問に移りながら、また課題を深掘りしたいと思うんですけれども、藤沢市の地域包括支援センター、これが今やはり御家族からの相談とか、家族介護者の支援といったことについて、地域の中の窓口という存在になっていると思うんですけれども、この地域包括支援センターの対応状況、ここだけでもうこういった案件までどうここに関与するかとなると大変困難だと思うんですが、まず現状どういう動きになっているのか、その状況についてお聞かせをいただきたいと思います。
　以上です。

◎福祉部長（佐藤繁）　本市に19か所ある地域包括支援センターにおきましては、令和４年度の相談件数は３万5,000件を超えております。その中でも御家族からの相談が一番多く、電話や来所、訪問による相談が１万4,000件を超えています。相談内容といたしましては、介護、療養や認知症に関すること、福祉用具、介護用品に関する相談、家族関係や経済的なこと、介護者の離職防止に関する相談など多岐にわたっております。
　本市の家族介護者支援の取組といたしましては、これまで就労世代向けの学びのため、遠距離介護、介護離職、ダブルケア、ケアラー支援をテーマにした講演会や相談会を実施してきました。また、昨年度からは、複数の地域包括支援センターが連携して家族介護者の会を開催しております。さらに、市内社会福祉法人等による家族介護者教室や地域の縁側や認知症カフェなどにおける取組も進めてきております。今後を見据えると、遠距離介護やダブルケア、老老介護、ヤングケアラーなど家族介護者を取り巻く課題が多様化する中で、地域包括支援センターだけでこれらの状況に応じた家族介護者支援に取り組むには限界があり、支援が必要な家族介護者の発見や支援を地域の関係者と分担、連携して行っていくことが極めて重要になってくるものと考えております。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。もう包括は目いっぱいなのかなというふうにも思えるんですけれども、ただ、ここでモニターをもう一度お願いしたいと思います。（資料を表示）結局、厚労省、国のほうは今盛んに言われるようになった家族介護者支援の担い手として地域包括支援センターを主力に考えていたわけです。けれども、実際それに先駆けて調査をしてみると、こういう状況になるわけです。これは厚労省のほうから委託されたところの調査ですけれども、就労世代向けの実施状況、これは地域包括支援センターに設問が、アンケートがあって、家族介護者支援をどこまで実施できていますか。就労世代向けの実施状況、実施しているというのは２割です。子育て世代向けの支援の実施状況は11.7％、では、ヤングケアラーに向けた支援というのが地域包括支援センターはどこまでできていますか、6.4％。これは全国的な数字ですので、藤沢市が特別やれているというふうになるとは思っていないんです。
　なぜなら、その次のこれを見ていただくと、これも別のアンケート調査です。国がやっているわけです。これは地域包括支援センターで土日祝日やっていますかというのが全国的に聞かれているんですけれども、３万人以上の自治体の――ごめんなさい、これは地域包括支援センターの圏域というところなので、それぞれだと思うんですけれども、開設しているというところが多少大きなところでも半分行くか行かないかですよね。その下、24時間対応で相談を受けているかということに関して言うと、これは結構７割、８割やっているんですよ。でも、これは藤沢市で土日やっているところというか、土曜日やっているところが19か所ある中で１か所あるだけです。24時間電話であっても対応しているというところなんかはゼロです。
　私、おかげさまで７月にうちの母親がグループホームに入所できることになりまして、２年近い在宅介護から解放されたところです。ただ、５時まで議会をやっていたら地域包括支援センターに連絡できないわけですよ。大体平日の５時までで連絡は終わり。では、土日はどこに連絡したらいいんですかって答えられないんです。だから、とりわけ働いている、離職が課題になるような親を介護している現役世代にとっては、ここが視野には入りません。子育て世代とかヤングケアラーなんて、なおさらのことだと思います。
　とはいえ、もう包括が抱える案件は、先ほど部長からお話があったように目いっぱいなので、ここをどうするのかということを公的な、公が考える、また対応していくということがないまま、今回の要旨に戻りますけれども、家族介護者支援ということを私たち議会が条例をつくるといっても、精神論じゃ困ると思っているんです。精神論でやるんだったら、ないほうがいいやと思うぐらいなんです。これにどう実効性を持たせていくかということに議論が及ぶなら、行政の皆さんと一緒にこの課題について取り組むということはぜひ前向きに考えていきたいと思っています。
　ヤングケアラーの問題がなぜこれだけより低いかというと、基本的には地域包括支援センターは高齢者向けの相談窓口になっているわけです。だから、例えば児童虐待といったような問題、子どもたちが抱えている案件、こういったことに、まず、その当事者たちは、地域包括支援センターが自分たちの相談窓口だなんて思っていません。やはりこういった窓口が子どもに向けても、また子育て世代に向けても、本来、今、身近なところに必要になっていると思うんです。これがこれからの地域の中の最も課題であり、一緒になって皆さんと考えたい課題なので、家族介護者支援ということにつながるには、やっぱり地域だと思っています。
　次の質問ですけれども、児童虐待とか子どもにかかるリスク、これをもう少し地域の中でワンクッションできる受皿がないと、いきなり児童相談所に行くというのが、昨年４月に２歳児の子どもが亡くなるという大変残念な事件があったわけですけれども、そこから何を学ぶのか。地域にワンクッションがどこにもない子どもたち、子育て世代、この辺についてどういうふうな対応が必要なのか、ぜひ地域の受皿づくりが必要ではないかと思うんですが、お考えを聞かせていただきたいと思います。
　以上です。

◎子ども青少年部長（三ツ井幸子）　児童虐待は決して許される行為ではありませんが、虐待をせざるを得ない状況に追い込まれてしまった背景を理解し、その保護者に寄り添っていくことは大切であると認識しており、その上で保護者自身に支援が必要な場合は、各関係機関と連携し福祉サービスを提供しております。
　本市におけるサービスといたしましては、子育て短期支援事業とファミリー・サポート・センター事業を展開しており、保護者が子どもを一時的に預けることで休息することができ、児童虐待防止の一助が図られていると捉えております。また、子どもに対する直接的支援といたしましては、子どもの豊かな人間性を育むため、養育環境に課題等がある家庭の子どもを対象に、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場の提供や学習支援などの地域資源の活用に努めているところでございます。来年度には、こども家庭センターを開始することからも、引き続き、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

◆５番（原田建　議員）　ありがとうございます。本当ですよね。
　昨日ですか、東木議員が御紹介いただいたモニターの中に、ヤングケアラー支援施策の４つの柱というのがありました。すごくこれは大事だなと私も思ったんですけれども、１番目に早期に発見、これは子どもたちが置かれている現状について誰がキャッチをして、どこで受け止めるのかということ。３点目に、支援ニーズに対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障するというふうになっているわけです。
　ただ、ここ、結論だけはすみません、東木議員とちょっと考えが違うんです。学校の中に何とかコーディネーターとか何とかカウンセラーとか、もうそういうのは僕は違うと思っているんです。地域の中に、どうやって子どもも見守れる、また、そこにＳＯＳが発信できる場所を身近な地域につくっていく。この地域との関係性を学校がちゃんと向き合ってつくろうとするのであれば、本当に多くの子どもたちが地域の中でまた様々な顔を見せていますし、ＳＯＳを発信する機会があります。これを大人たちはなかなか対応が難しいのも確かです。なので、やはり地域の中に、こういうことを受け止められる、まだ軽微な、まだ軽度な状況であればこそ、そういう地域の受皿がより求められていくのではないかなと思うわけです。
　先ほど石井議員が町内会の問題を言われていて、私も次回、町内会をやりたいと思います。もうここも空洞化している中で言うと、町内会、地域のコミュニティを再生するということをやはり軸にして、とりわけその中の中心には子どもがいないと、お年寄りも外国人も障がいのある人もいろんな人が、子どもがいればこそ集まってこられる地域になると思っているので、藤沢型地域包括ケアシステムと言われながら、地域包括支援センターが抱え切れない状態、先ほどの緊急通報システムが実は地域の中の困り事を一番発見しているんですよ。だけれども、そこは福祉案件にはつながっていかない。もうなんか全て消防に持っていけば対応してくれると思っているところは、消防の人たちにとっても大変不幸だと思っています。
　最後にモニターをお願いしたいと思います。（資料を表示）これは前にも一度、去年の６月議会かな、私、石川県加賀市で見てまいりました。この間、言っていることですけれども、一つの単位が小学校区レベルなんです。小学校区単位で、その小地域の中でどうやって地域包括ケアシステムを稼働させていくかということ。これはあまりにも人口が少ないじゃないかと言うかもしれませんけれども、こういう24時間困り事があれば対応する。365日対応する。こういう福祉の受皿としては、この加賀市が最先端だと今思っています。
　ただ、これをもう少しスケール化して大きくしているのが川崎市です。川崎市が令和３年度、これも実は去年の６月議会で触れたんですけれども、令和３年度から、つまり介護保険サービスの中における地域密着型サービスを拠点とした横出しの事業です。介護保険の報酬に上乗せした。一般財源で175万円１か所について川崎市がお金を出している。これは、目標は令和３年度から始めて２年間で10か所だったのが、今は22か所にまで発展です。相当ニーズが高いと思います。これも何をうたっているかというと、今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等に対応するためには、より小さな地域単位において、個別支援と地域資源を有機的につなぎ合わせなきゃいけない。これなんです。ぜひ藤沢でもやりましょう。ありがとうございました。（拍手）